

# 第3回西知多医療厚生組合議会定例会

## 会 議 録

平成30年11月19日

西知多医療厚生組合議会



平成30年第3回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	6
井上純一議員	6
1 西知多総合病院におけるがん診療拠点病院指定に向けての取り組みについて	
2 西知多総合病院における分娩体制について	
3 西知多総合病院における看護師の安定確保について	
島崎昭三議員	13
1 自然災害において病院並びに病院周辺に被害が生じた場合等の対応について	
2 職員の倫理意識の確立について	
3 平成30年度上半期の状況について	
北川明夫議員	21
1 西知多総合病院の地域貢献度と患者満足度の向上について	
2 ごみ処理施設整備事業に係る調整事項について	
平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費繰越計算書について	26
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	26
西知多医療厚生組合放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について	27
平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算(第1号)について	32
平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)について	33
損害賠償の額の決定について	35
平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について	36
平成29年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	39

平成29年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定 について .....	41
平成29年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定 について .....	43
平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計歳入歳出決算認定 について.....	45

## 平成30年第3回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成30年11月19日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番	早川直久	8番	竹内慎治
2番	蔵満秀規	9番	古俣泰浩
3番	田中雅章	10番	渡邊眞弓
4番	北川明夫	11番	大村 聡
5番	川崎 一	12番	勝崎泰生
6番	工藤政明	13番	島崎昭三
7番	井上純一	14番	富田一太郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成30年11月19日 午後1時30分

閉会 平成30年11月19日 午後4時15分

第1日 (11月19日)

1 出席議員 (14人)

1番	早川直久	8番	竹内慎治
2番	蔵満秀規	9番	古俣泰浩
3番	田中雅章	10番	渡邊眞弓
4番	北川明夫	11番	大村 聡
5番	川崎 一	12番	勝崎泰生
6番	工藤政明	13番	島崎昭三
7番	井上純一	14番	冨田一太郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管 理 者	鈴木淳雄	副 管 理 者	宮島壽男
副 管 理 者	佐治錦三	副 管 理 者	鈴木希明
会 計 管 理 者	蒲田重樹	監 査 委 員	古俣泰浩
[総務部]			
総 務 部 長	矢野明彦	総 務 課 長 兼	佐々木 美喜子
		衛生センター所長	
ごみ処理施設建設課長	浅井紀克		
[公立西知多総合病院]			
公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	岡田光史
管 理 課 長	平岩資久	管理課課長兼	和田真貴
		人事管理室長	
管理課課長兼	澤田和典	医 事 課 長	守山直宏
健診センター課長			
医事課課長兼	杉山誠一	医療情報課長	山田淳一郎
経営戦略室長			
医事課統括主幹	坪井信治	医療情報課統括主幹兼	小林智里
		診療情報管理室長	

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内晴子 庶務課長 前田達郎

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 小島康弘 健康福祉監 山内政信

[知多市]

環境経済部長 早川毅 健康部長 市田政充

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 林絵美 書記 牧野達弘

書記 都築直孝

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	報告1	平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費繰越計算書について
6	19	西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
7	20	西知多医療厚生組合放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について
8	21	平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算(第1号)
9	22	平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)

1 0	2 3	損害賠償の額の決定について
1 1	認定 1	平成 2 9 年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について
1 2	認定 2	平成 2 9 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 3	認定 3	平成 2 9 年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 4	認定 4	平成 2 9 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 5	認定 5	平成 2 9 年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。



(11月19日 午後1時30分 開会)

議長（富田一太郎）

本日は御多忙の中御参集いただき、大変御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成30年第3回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（鈴木淳雄）

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、平成30年第3回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費繰越計算書について」始め11件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

議長（富田一太郎）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、1番早川直久議員、10番渡邊眞弓議員を指名いたします。

---

議長（富田一太郎）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（富田一太郎）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成30年3月分から8月分までの例月出納検査結果報告、及び、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

---

議長（富田一太郎）

日程第4「一般質問について」を議題といたします

お手元に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いをいたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示をし、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせをいたします。

なお、今会議中の発言に係る年度等の表記につきましては、現元号の「平成」を使用することと整理させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、一般質問に入ります。

7番、井上純一議員の発言を許します。

7番（井上純一）

皆さん、こんにちは。東海市の井上純一でございます。議長のお許しをいただきましたので、先に通告した順に従い、質問をさせていただきます。

最初に質問事項1、西知多総合病院におけるがん診療拠点病院指定に向けての取り組みについて。西知多総合病院の開院5年目に当たる平成31年度黒字化対策の一つが、がん診療拠点病院の指定であります。そのため御案内のとおり、来年の開設を目指し、放射線治療施設の増築工事が、現在進められているところであります。その事業は、工事費約14億円、医療機器機材費5億円の、合計19億円規模の工事となります。

そうした中、厚生労働省は群馬医大病院などのがん診療拠点病院で、医療事故が相次いだのを受け、医療事故部門の設置をがん診療拠点病院の指定要件に新たに追加し、2019年度から適用することといたしました。

そこでお伺いをします。質問要旨1、2019年度からがん診療拠点病院指定の新要件が適用になるが、その対応はできているのか。

次に、ことし6月千葉大学医学部附属病院は、9人の患者のがんを見落とし、うち2人が死亡したことを明らかにしました。昨年も東京慈恵会医科大学附属病院や横浜市立大学附属市民総合医療センター、そしてここ西知多総合病院でも同様のミスが発覚をしております。いずれのケースも、コンピューター断層撮影、いわゆるCTによる画像診断で、病変を見逃したことが原因です。

その対策として、画像診断報告書があります。それはCT検査を行う放射線科医が、がんの恐れがある部位などをまとめたものです。しかし膨大な画像を分析して、報告書をつくるのには時間がかかります。その間に画像だけが先に主治医に届けられるため、後から届いた報告書が十分に確認されないことがあり、これが見落としの原因になっていると言われております。

日本医療機能評価機構によると、CT検査の報告書の確認不足により治療がおくれた事例は、報告されているだけで2015年1月からことし3月までに、36件あります。その対策としては、まず主治医が報告書を確認するという、原則を改めて徹底することです。その上で、人為的ミスを前提とした対策が必要と考えます。

ことし5月に西知多総合病院から、再発防止対策の報告を受けましたが、形だけの運用になっていないかどうかの確認のため、そして市民の皆様の西知多総合病院に対する信頼回復のため、あえて改めてお伺いをいたします。質問要旨2、全国的にCTによる画像診断で、病変を見逃すミスが多発しているが、西知多総合病院ではどのような対策をしているのか。

次に、がん対策推進基本計画では、がん患者の療養生活の質の維持向上のための必要な施策として、緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること、と明記されております。緩和ケアとは、身体的・精神心理的・社会的苦痛等の、全人的な苦痛への対応を診断時から行うことを通じて、患者とその家族のQOL、クオリティ・オブ・ライフの向上を目指すことであります。そこで伺います。質問要旨3、がん診断時より患者の苦痛を和らげる緩和ケアの体制は、どのようなか。

次に、がん診療拠点病院の指定要件の一つに、患者の会などのがん患者やその家族が、心の悩みや体験などを語り合う場の整備があります。そこでその準備状況について、伺います。質問要旨4、患者の会の設立を検討すべきと考えるが、どうか。

続いて質問事項2、西知多総合病院における分娩体制について。西知多総合病院黒字化に向けての最も大きな課題である分娩について、単刀直入にお伺いいたします。質問要旨1、分娩体制の見通しはどうか。

産科の全国的な医師不足を背景として、リスクの比較的低い分娩を原則として、助産師だけで対応する院内助産にニーズが高まっております。厚生労働省によると、2011年は、全国で110の病院が院内助産を導入。2014年には127施設に増え、2017年の集計では、さらに増加する見込みです。そこで伺います。質問要旨2、医師不足に対応するために、院内助産の導入を検討すべきと考えるがどうか。

最後に質問事項3、西知多総合病院における看護師の安定確保について。西知多総合病院に勤務されている看護師やその家族から、また慢性的な看護師不足で、勤務スケジュールがハードで、子育てにも支障を来すとの不満の声、また病院サイドからも看護師が足りなくて、病院をフル稼働させることができない、などの報告も受けております。そこで現在の採用状況について、伺います。質問要旨1、看護師の現在の採用状況はどうか。

次に、西知多医療厚生組合では、西知多総合病院の看護師養成機関として、西知多看護専門学校を運営されております。そこで現在の看護専門学校は、その目的を十分に果たしているのかどうか、確認をさせていただきます。

質問要旨2、今年の看護学校の卒業生で、何名が西知多総合病院に就職をしたのか。また何名が東海市及び知多市内の病院に就職できているのか。

次に、東海市に2015年に開学した日本福祉大学看護学部の1期生がいよいよ来春卒業を迎えます。1期生がどこの病院に就職するかは、次に続く2期生、3期生の就職に大きく影響を与えますので、その動向を注視する必要があります。西知多総合病院側の学生へのアプローチ次第では、地元の大学ということで、今後看護師の安定的な確保が大いに期待できます。そこで伺います。質問要旨3、日本福祉大学看護学部との連携は、どのようなものであるか。

次に、地元日本福祉大学看護学部が開学したことにより、看護師の安定確保の道筋が見えてまいりました。その一方で、毎年1億7,000万近くの市税を投入して、このまま看護学校の運営を継続する必要があるのか否かが問われることとなります。そこで最後にお伺いします。質問要旨4、西知多看護専門学校の今後の課題は何かお伺いして、一般質問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）

井上純一議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1の「西知多総合病院におけるがん診療拠点病院指定に向けての取り組みについて」でございますが、当院は平成31年4月より放射線治療を開始いたします。従来の外科的治療、科学的療法に放射線治療が加わり、集学的治療を受けることが可能となります。さらに今後、愛知県がん診療拠点病院の指定を目指しております。指定には人員配置など、各種要件がありますが、平成32年度を目標に申請していく予定としております。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び病院事務局長等から答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

院長（浅野昌彦）

質問事項1「西知多総合病院におけるがん診療拠点病院指定に向けての取り組みについて」の1点目、「平成31年度からがん診療拠点病院に指定の新要件が適用になるが、その対応ができているのか」についてでございますが、当院は平成31年4月からがん治療の一つである放射線治療を新たに開始いたします。乳がんや前立腺がんのがんを消滅させたり、小さくする療法や、骨転移による痛み、脳転移による神経症状を和らげる治療があり、放射線治療ができる病院であることを地域医療機関にお知らせし、患者確保に努めてまいります。

さて、平成31年度からがん診療拠点病院の指定の新要件が適用になりますが、

新要件の一つとして、医療安全管理部門を設置し、病院一体として医療安全対策を講ずること、また該当部門の長として、常勤の医師を配置し、常勤の薬剤師及び専従かつ常勤の看護師を配置すること、とされました。平成30年11月時点では、医療安全管理部門に常勤の医師及び専従かつ常勤の看護師は配置されておりますが、常勤の薬剤師は配置されておられません。そのほか、院内がん登録の実務を担う者として、国立がんセンターが提供する研修で、中級認定者を1名以上配置することなど、これらの新要件のほか、従来からの要件、がん相談支援センターを設置し、院内院外の患者さんや家族への情報提供、相談支援を無料で行うことについても、合わせて整備を整えているところでございます。

続きまして2点目。「全国的にCTによる画像診断で、病変を見落とすミスが多発しているが、西知多総合病院ではどのような対策をしているのか」についてでございますが、CT等の読影結果から緊急措置や手術が必要と考えられる場合には、放射線読影医から主治医に対して、直接電話をするなどを行っております。また放射線読影医が異常を発見するなど注意喚起が必要な場合には、依頼した医師が使用している電子カルテにメッセージを表示するとともに、患者掲示板に表示する機能、そして放射線読影医が重要な画像診断報告書の未読・既読の管理をするため、医師・診療科・病棟ごとに一覧表示する機能を電子カルテに追加いたしております。加えて、放射線読影医が重要と判断した読影レポートにつきましては、現在の医療安全担当副院長及び私病院長が確認するなど、ダブルチェック、トリプルチェックの態勢を整え、未読防止対策をシステム化し、未読発生の防止に万全を期しております。

以上です。

病院事務局長（岡田光史）

続きまして、3点目「がん診断時より、患者の苦痛を和らげる緩和態勢はどのようであるか」についてでございますが、緩和ケアに係る体制の整備として、がん患者さん等に対して、生命を脅かす疾患によるさまざまな症状を和らげ、御家族とともに自分らしく生きることを支援し、温かなもてなしの心を大切に、苦痛や困難を抱える人たちに寄り添うため、平成30年8月より9階病棟20床について、診療報酬の施設基準、緩和ケア病棟入院料1の算定病棟として、届出し、運用を開始しました。現在はさらなる体制の整備として、緩和ケアチームとして必要な精神症状の緩和を担当する精神科医師の確保について、進めております。

当院の緩和ケア病棟は、知多半島の病院で初めて厚生労働省の施設基準を満たしたものであり、病気とともに生きる人々の苦痛を取り除き、自分らしい生活が送れるよう、くつろげる空間や病棟が広く設計され、庭園やデイルームを備え、病室も御家族と一緒に過ごせるようになっております。

平成30年11月24日に東海市立文化センターにおいて、第3回緩和ケア市民公開講座を開催するほか、地域の医療機関に緩和ケア病棟についての説明案内を送付するなど、地域住民の方々に緩和ケアに対する理解を深めていただけるよう、広く周知してまいります。

次に4点目「がん患者の会の設立を検討すべきと考えるが、どうか」についてでございますが、愛知県がん診療拠点病院の要件の一つとして、がん相談支援センターを設置し、相談支援に関し、十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組む体制を整備すること。またその業務として、医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ間活動や、患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援を行うことが、義務づけられております。

このことから、病院でがん患者の会を設立する必要はありませんが、地域におけるがん患者団体との連携協力体制は、構築していきますので、がん相談支援センターの設置、並びに病院ピアサポート相談会、患者サロンの開催などの支援の方法等について、検討を進めてまいります。

なお、緩和ケアに係る活動として、悲嘆に苦しむ御家族を見守り、支える活動として、がん患者遺族相談会を開催する予定としております。

院長（浅野昌彦）

質問事項の2、西知多総合病院における分娩体制についての1点目「分娩体制の見通しはどうか」と2点目「医師不足に対応するため、院内助産の導入を検討すべきと考えるかどうか」については、関連がございますので、合わせてお答えさせていただきます。

院内助産につきましては、助産師のみで妊娠から出産まで対応するものですが、妊娠分娩の経過によっては、いつでも医師が緊急対応できる体制が必要となっております。現在の医師不足の状況では、院内助産を実施できる状況ではないと考えております。

分娩体制につきましては、開始に当たり、最低限必要なこととしまして、1つ目

は、現在産婦人科医3名で診療しておりますが、さらに分娩に熟達した産婦人科常勤医1名を確保し、産婦人科常勤医4名体制とすること。2つ目は新生児に対応できる小児科常勤医を1名確保し、小児科常勤医3名の体制にすること。3つ目が、夜間休日について、産科当直1名及び待機の医師1名の2人体制を確保すること。4つ目は、緊急帝王切開手術の際に、麻酔実施医1人が1時間以内に参集できること、以上の4項目がございます。分娩開始を最重要課題と考えております。この4項目の整備ため、大学医局への医師派遣依頼、病院ホームページでの産婦人科医公募、医師紹介会社を通じての募集、さらに医師同士の交友関係による情報収集にも努めており、できるだけ早い時期に医師を確保し、分娩開始を目指してまいります。

病院事務局長（岡田光史）

質問事項3、「西知多総合病院における看護師の安定確保について」の1点目。「看護師の現在の採用状況はどうか」についてでございますが、従来から看護師の過重勤務の防止に配慮した人員の確保をするとともに、業務の見直し等による適正な人員配置を図ることを基本として、採用活動を行っており、その結果、今年度は10月末までに中途退職した職員分の補充となる職員を年度途中で採用するとともに、平成31年4月1日採用分として、ほぼ計画人数どおりの47人を採用内定することができました。来年度以降も働き方改革に対応した魅力ある職場、働きやすい環境づくりに配慮した適正な人員配置確保に努めてまいります。

看護専門学校長（竹内晴子）

次に、2点目「今年の看護学校の卒業生で、何名が西知多総合病院に就職したのか。また何名が東海市及び知多市内の病院に就職できたのか」についてでございますが、平成29年度の卒業生27名のうち、西知多総合病院に就職した学生は、13名です。また東海市及び知多市内の病院に就職した学生はおりませんでした。

病院事務局長（岡田光史）

続きまして3点目。「日本福祉大学の看護学部との連携はどのようなものであるか」についてでございますが、日本福祉大学とは主として講師の相互派遣、就職説明会等への参加、実習の受け入れといったところで連携を図っております。

特に看護師の安定確保の面では、新入学生のオリエンテーション時に当院の修学資金についてのPRを行い、昨年度からは大学主催の就職説明会へも参加しております。



また実習におきましては、毎年延べ100人以上の学生を受け入れ、実習期間を当院のPR機会ととらえ、各現場において当院の魅力を肌で感じてもらえるよう、実習指導にも力を入れております。来年度には最初の卒業生として、12名の採用が内定しております。

看護専門学校長（竹内晴子）

次に4点目、「西知多看護専門学校の今後の課題は何か」についてでございますが、当校の役割としましては、できるだけ多くの学生が西知多総合病院へ就職できるようにすることであると考えております。そのためには、よりよい学生の確保と、教育のさらなる質の向上を目指し、急性期病院である西知多総合病院で活躍できる人材を育成することを念頭に、学校運営をしていく所存です。

また、看護学校の将来につきましては、東海市・大府市にある看護大学から、来年の3月に初めての卒業生が輩出されます。この両大学からの西知多総合病院への就職状況を踏まえた上で、今後の看護学校のあり方の検討をまいります。

以上です。

議長（富田一太郎）

井上議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

7番（井上純一）

それぞれの項目、丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございました。再質問、要望はございません。

議長（富田一太郎）

それでは以上で、7番、井上純一議員の一般質問を終わります。

続きまして、13番、島崎昭三議員の発言を許します。

13番（島崎昭三）

今から一般質問に入ります。

今年は大阪北部地震、西日本の豪雨、関西国際空港を襲った台風21号、そして最大震度7を観測した北海道胆振東部地震と、日本各地で大きな災害が頻発しました。幸いなことに、私たちの地域においては大きな被害もなく、安堵しているところでございます。しかし日本列島に暮らす以上、いつどこで災害に巻き込まれるかわかりません。

9月の北海道胆振東部地震では、ブラックアウトによる停電によって、多くの病

院が機能停止し、医療機関が患者の受け入れを停止をするというテロップがテレビ画面に報道されていきました。万が一の災害でけがをしたり、避難所で病気になったりしたら、私たちはどうなるのでしょうか。

この地域の公立西知多総合病院は、地域災害拠点病院です。いざというとき、どのように医療が受けられるのか。どのような病院の対応となるのか。医療停止にはならないのか。そのために日常ふだんからの訓練や準備はどのように行われているのか等を踏まえ、次の内容を確認をしたいと思います。

1 番目に、自然災害において、病院並びに病院周辺に被害が生じた場合等の対応について。

1 点目はライフラインで、1 つ目は停電時の電源確保について。2 つ目は水道断水への対応について。3 つ目はガス供給断への対応について。

2 点目は、非常食等について。1 つ目は入院患者への食事提供について。2 つ目は職員の非常食備蓄について。3 つ目は、委託会社の非常食備蓄の状況について。

3 点目は、職員の非常招集について。

4 点目は、地域災害拠点病院としての対応について。

5 点目は、非常時を想定した訓練について。

6 点目は、災害派遣医療チームの活動について。

7 点目は、大臣認定等、不適合な免震用オイルダンパー製品の設置状況等について、お聞きをいたします。

次に、本年1月と8月に看護職員による倫理観が欠如した、非常に残念な行為が発生し、著しく信用が失墜をいたしました。そこで2番目に、職員の倫理意識の確立について、法令遵守と職員教育について、お聞きをいたします。

次に3番目は、平成30年度上半期の状況について、お聞きをいたします。

1 点目は、医療職員の状況について。

2 点目は、病室運営の状況について、お聞きをいたします。

管理者（鈴木淳雄）

島崎昭三議員の御質問に、お答えをさせていただきます。

質問事項の1「自然災害において、病院並びに病院周辺に被害が生じた場合等の対応について」でございますが、当院は地域災害拠点病院として、災害発生時にライフライン確保や食料及び燃料等の備蓄により、被災地内の傷病者等の受け入れ並

びに搬出ができる体制を有し、被災後早期に診療機能回復をするための業務継続計画を整備するとともに、災害派遣医療チームを保有し、医師会等関係機関と定期的な訓練を行っているところでございます。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び病院事務局長から答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

病院事務局長（岡田光史）

質問事項1「自然災害において、病院並びに病院周辺に被害が生じた場合等の対応について」の1点目、ライフラインについての1つ目、「停電時の電源確保について」でございますが、当院は停電の危険性を軽減させるために、変電所からの電源供給ルートの二重化を電力会社と共同して整備しておりますが、停電時の電源確保としては、無停電電源装置及び非常用発電機を備えております。なお、非常用発電機及びボイラー用の重油燃料については、3日分を備蓄しております。

次に、2つ目の「水道断水への対応について」でございますが、病院への配水管は、東海市水道事業によって、耐震管が整備された基幹管路となっておりますが、断水時には上水はシャワー等を一部使用制限することで、常時8割以上貯水している100立方メートルの耐震貯水槽により、3日分を確保しております。またトイレ等に使用している雑用水は井戸水を利用しており、9日分を貯水しております。なお、今年度井戸水を上水利用するために、1日に100立方メートル以上の井戸水浄化が可能なシステムの導入を予定しております。

次に3つ目の「ガス供給断への対応について」でございますが、ガス会社による導管の耐震化や供給エリアの細分化等の対策が実施されておりますが、都市ガスの供給が絶たれた場合、中圧ガス利用の空調及び熱源は、重油燃料でのボイラー運転に切りかえ、低圧ガス利用の調理室は、災害拠点病院である当院にはプロパンガスを燃料とする移動式ガス発生装置を、ガス会社が24時間以内に設置し、ガス供給を行うこととなっております。

次に2点目、「非常食等について」の1つ目、「入院患者への食事提供について」でございますが、病院の患者給食は調理済みの食事をチルド状態で保管し、提供時に再加熱するニュークックチル方式を導入しておりますので、発災前に調理済みとなっている1日分の食事は、速やかに提供することが可能です。また、入院患者420名2日分の調理済み非常用食を備蓄しておりますので、合計3日分を提供でき

る状態にしております。

次に、2つ目の「職員の非常食備蓄について」でございますが、職員800名3日分を備蓄しております。

次に、3つ目の「委託会社の非常食備蓄の状況について」でございますが、各委託会社にて備蓄等をお願いしておりますが、院内の備蓄スペースが十分でないため、不足する場合には、院内コンビニで販売している食料品を、委託職員分の非常食として提供することとなっております。

次に、3点目、「職員の非常招集について」でございますが、当院の災害対応マニュアルでは、震度5弱の地震発生で、医師及び看護師を含む幹部職員等の災害時指定職員が参集し、災害規模に対応できる医療体制をとることとなっております。また震度5強以上の地震では、職員全員が指示を待たずに自動参集することとなっております。職員の安否及び参集可能時間の把握のために、事前に登録している携帯電話等のメールアドレスに、当院の災害対応情報を一斉発信し、職員は安否確認を含む参集可能時間を返信するシステムを導入しております。

なお、このシステムは、インターネット回線を使用しますので、当院が電話回線途絶の状況であっても、衛星電話に付帯されている衛星インターネット回線を利用することで、災害時においても安定的な運用が可能となっております。

次に4点目、「地域災害拠点病院としての対応について」でございますが、当院は平成27年9月30日に、愛知県より地域災害拠点病院の指定を受けました。愛知県災害拠点病院設置要綱に基づくライフラインの整備や、災害派遣医療チームであるDMAT隊の整備のほか、大規模災害時の東海市及び知多市を含む知多半島北部の救急医療を担うために、地域の有床医療機関と広域災害救急医療情報システムを活用した定期的な通信訓練で、患者搬送を含めた図上訓練を行っているほか、保健所及び知多半島で災害拠点病院の指定を受けている半田市立半田病院、知多厚生病院と災害時における重症患者の広域的な搬送体制確立に向けた会議・訓練などを積み重ねております。

次に5点目、「非常時を想定した訓練について」でございますが、当院では大規模災害時に多数負傷者を受け入れるためのマニュアルとして、災害医療対応マニュアルを策定しており、また災害時に病院機能を長期的に維持するための事業継続計画も策定しております。これらに基づき、院内全職種を対象の多数傷病者受け入れ

のための災害医療対応訓練、災害対策本部員を中心にした災害対策本部訓練を各々年1回実施するとともに、全職員を対象にした災害に対する教育や、トリアージ実施方法の勉強会などを開催しております。

次に6点目、「災害派遣医療チームの活動について」でございますが、災害派遣医療チームは医師・看護師及びその他の職種による業務調整員の1チームが4から5名で構成され、当院では医師4名、看護師6名、臨床工学技士2名、診療放射線技師1名の合計13名が所定の研修を終了しております。

平成28年4月14日に発生し、最大震度7を記録した熊本地震では、厚生労働省からの出動要請に基づき、4月18日から21日の4日間、医師1名、看護師3名、臨床工学技士1名の計5名を現地に派遣いたしました。

災害時以外の活動は、院内職員への災害時の初動対応、トリアージの実施方法などの教育を行うとともに、災害派遣医療チームの技能を高める目的で、内閣府主催の南海トラフ地震を想定した総合防災訓練や、自衛隊機での重症患者の広域搬送を想定した訓練に参加するなど、災害時に活動する関係機関とともに、救護活動及び患者搬送訓練を行っております。

次に7点目、「大臣認定等不適合な免震オイルダンパー製品の設置状況等について」でございますが、経過と今後の対応について、お答えいたします。

平成30年10月16日の性能検査記録データ書きかえ行為による、大臣認定等不適合な免震用オイルダンパー製品の報道を受け、当院の設計書類を確認したところ、使用している免震装置全90基のうち、8基が該当する免震用オイルダンパーであり、不適合製品の疑いがあるため、速やかに組合議員並びに東海市及び知多市に報告するとともに、ホームページに掲載し、両市記者クラブへ情報提供してまいりました。11月2日のKYB株式会社による該当物件名の公表に当院も含まれておりましたが、不正の有無が確認できない不明とされております。同社からの説明では、不明とされた当院の8基全てが交換されることを確認しております。

また同社並びに施工業者の株式会社大林組名古屋支店及び設計業者の株式会社山下設計から、年内をめどに、当院の構造安全性の検証と、第三者機関による確認を行うとの報告がありました。

今後もKYB株式会社に対し、継続して詳細な状況報告を求めるなど、情報収集を行うとともに、調査状況、検証結果及び対応について、情報が入り次第速やかに

関係者に報告してまいります。

院長（浅野昌彦）

質問事項の2「職員の倫理意識の確立について」の「法令遵守と職員教育について」でございますが、まずは本年におきまして、病院職員によるたび重なる不祥事により、住民の皆様、組合議会の議員の皆様を始め、関係各位に多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを、深くおわび申し上げます。今後二度とこのようなことがないように、病院全職員の指揮監督に努めてまいります。

具体的には、従来職員は採用後すぐに公務員としての基礎知識を習得させるための採用時研修を実施し、その中におきまして、地方公務員法等の法令や公務員倫理等についての教育を行ってまいりました。また、各職種や部署ごとにおいて、随時職務遂行上の倫理意識向上を目指した教育を行ってまいりました。しかし順法意識、倫理意識の欠如による問題事案が発生しており、全職員に対する十分な教育が行き届いていなかったことを反省しております。

該当事案発生後には、全員集会を実施し、病院の責任者である私から法令順守を呼びかけるとともに、啓発文書による全職員への周知を図ってまいりました。現在倫理意識の確立のための強化策として、採用後一定の年次への到達ごとに関連法令や公務員倫理に関する再教育機会を設けるなど、職員研修カリキュラムの再構築を行っており、問題の再発防止に努めてまいります。

続きまして、質問事項の3「平成30年度上半期の状況について」の1点目、「医療職員の状況について」でございますが、医師につきましては、年度当初における常勤の医師、歯科医師は74名で、産婦人科医、小児科医、消化器内科医、神経内科医などの常勤医の不足状況が続いております。

当院では医師確保に向けた体制強化を図るために、今年度より院長直属の医師確保対策チームを立ち上げ、各診療科医師の確保に向けた戦略を検討しながら、積極的な大学医局訪問のほか、医師紹介会社の活用、県地域医療支援センターへの相談、県医師会ドクターバンクへの登録等を実施してまいりました。しかし10月1日現在の実働常勤医師・歯科医師は、70名で、退職時の後任人事につきましては、その都度大学医局に速やかな医師派遣をお願いしてまいりましたが、現時点では明確な回答をいただいております。引き続き大学医局への医師派遣の依頼を要請してまいります。さらに若手医師確保のため、後期研修医の採用活動に努めてまいりま

す。

なお、助産師、准看護師、保健師を加えた看護師数は、10月1日現在で、430名、必要な数は確保できております。

病院事務局長（岡田光史）

続きまして2点目、「病室運営の状況について」でございますが、当院は平成27年5月、許可病床数468床で開院しましたが、看護師不足のため7階東病棟、西病棟各45床の計90床を休床とし、稼働病床数378床として届け出、実運用病床数は361床として開始しました。平成28年8月には、看護師が確保できたため、休床しておりました7階西病棟の運用を開始し、稼働病床数を423床に変更するとともに、運用病床数を391床に増床しました。その後も看護師の確保に伴い、順次運用病床数を増やし、平成29年4月に411床、平成30年4月からは421床で実運用しております。

なお、未稼働の7階東病棟45床の運用につきましては、今後の知多半島医療圏における地域医療計画等を勘案し、検討してまいります。

議長（富田一太郎）

島崎議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

13番（島崎昭三）

それでは要望を申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、災害時に医療活動の拠点となるのが、地域災害拠点病院でございます。派遣医療チームの受け入れや、被災地域の病院支援を担うことを目的としております。災害時の医療体制は、まずは知多半島での災害に対応するため、適切な訓練を重ね、日々変化する状況を的確に判断した機能を発揮するものでなければなりません。

先ほどの答弁でありましたが、DMATチームが熊本地震における派遣業務を行っていただきました。こうした経験を常日ごろの経験の中で、訓練の中で生かしながら、取り組んでいただけますように、まず要望をいたしたいと思います。私たちは医師や看護師を初めとする関係者の奮闘があつてこそ災害時において、市民の命が守られるものと考えております。

話は変わりますが、2011年3月に発生した東日本大震災の「石巻赤十字病院の100日間 東日本大震災医師・看護師・病院職員たちの苦闘の記録」という単

行本が同年10月に刊行されております。私が手元に入るまで、約1カ月相当かかりましたが、ヤグチさんという看護副部長の証言等を素材に、由井りょう子さんが執筆されております。読まれた方も多いと思いますが、少し紹介をさせていただきます。

病院が本来担当する医療活動だけでなく、生と死の極限の場面における殺気立った市民の苦情対応や、被災された孤独対応など、想定外の領域にもこの病院として、対応されたそうでございます。職員は不休不眠でおにぎりやパン一つの食事で、患者の対応に当たられておりました。病院長も発刊に寄せられた言葉では、職員が一つになって、力を合わせ、心を合わせたからこそ、未曾有の困難を克服できたと言われております。

こうしたことも踏まえまして、答弁にありますように、ハード・ソフト両面ともに万全な対策を常日ごろから心がけていただきますように、要望をいたしたいと思っております。

次に、今年度で2年目となる病院改革プランについてでございます。まず医師の確保につきましては、計画に対して、上半期前では複数の診療科において、医師の確保ができてないということでございます。院長を始め、医師確保対策チームでの健闘や、大学医局への働きかけに努力されていることは承知をいたしておるところでございます。しかし現実決して満足のいく医療体制とは言いがたい。医師の確保が経営に大きく影響を及ぼすこととなります。

本年7月に開催した知多市議会の議会報告会におきましては、市民から病院経営について大変厳しい意見をいただきました。医師の確保を第一優先にした取り組みを、切望をしておきます。

最後に職員の法令順守と職員教育についてです。浅野院長より答弁がございました。ぜひとも三たびこのようなことが発生しないことを、要望をしておきます。

最後に力を合わせて健全な病院運営に邁進いただきますことをお願い申し上げます。一般質問を終わります。

議長（富田一太郎）

以上で13番島崎昭三議員の一般質問を終わります。

続きまして4番、北川明夫議員の発言を許します。

4番（北川明夫）



東海市の北川でございます。議長の許しをいただきましたので、先に通告いたしました順に従い、一般質問をさせていただきますと思います。

質問事項1は、「西知多総合病院の地域貢献度と患者満足度について」でございます。質問要旨(1)の地域医療支援病院は、第一線を担うかかりつけ医やかかりつけ歯科院等の支援をし、二次医療圏単位で地域医療の充実を図るためにふさわしい構造設備等を有する病院として、医療法第4条に基づき、県知事が承認する制度です。

これに対し、西知多総合病院は地域医療機関との機能分担と連携を強化し、急性期医療を担う中核病院の位置づけを明確にするため、平成29年度に開始した病院改革プランの柱の一つとして、承認に向けた準備等に取り組んでこられました。本年10月末に知多半島医療圏では、市立半田病院に次いで二番目の地域医療支援病院に承認されました。この承認に伴って、早速11月1日から、初診時の選定療養費の引き上げ等が実施されておりますが、地域医療支援病院の承認には、期待される役割に対応した細かい承認要件が定められております。

そこでまず今回の承認を得るために、どのような改善努力を行ってこられたのか。また承認を受けたことで、経営改善上どのような効果が期待されるのか、お伺いをいたします。

さらに、これまでも西知多総合病院地域医療連携協議委員会が活動されておまして、患者紹介率の実績を始め、医療機器の共同利用や地域医療従事者の研修実績も伸びていると承知いたしておりますが、今回の承認を機会に、地域医療連携の中核病院として、今後どのように地域貢献度を向上させていくお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、質問要旨2の「患者満足度について」でございます。西知多総合病院が開院されて、約3年半になります。平成29年度の1日の外来患者数は、約850人と横ばい状況ですが、入院患者数は約330人と増加傾向にあります。近隣に主要な救急救命センターや災害拠点病院等が多くあって、患者が自由に病院を選択できるこの地域の医療環境の中であって、西知多総合病院はよく頑張っていると、そのように思います。

しかしながら、医療利益が26億円を超える赤字と厳しく、病床利用率も70%と低い状況にあることや、患者等病院の利用者からは、施設設備や医療等サービス

面での御指摘や改善を求める声を聞くことがございます。現在病院改革プランに基づいて、経営改善策を始め、医師の確保や患者サービス向上への取り組みが行われており、それらが着実に成果を上げていかれることが期待されるところです。改めて私は、病院経営の安定化を図るためには、患者や家族など、病院利用者に対し、信頼と安心感のある医療サービスを提供し、高い患者満足度を維持することが最も大切であると考えております。その点で、繰り返される医療過誤の発生や、時ならぬ医師等専門職員の人事異動というのは、そうした患者満足度を押し下げてしまう要因の一つになっていると思います。

そこで病院全体のハード・ソフト両面に関する患者満足度の現状をどのように認識されているのか。また今後はどう対策を講じていく方針なのか、お尋ねをいたします。

質問事項2は、ごみ処理施設整備事業に係る調整事項について、お尋ねいたします。ごみ処理施設の整備は、平成35年度の完成を目指し、本年2月に整備基本計画が策定され、建設候補地の基本条件を始め、ごみ質の設定、環境保全計画、ごみ処理方式、災害対策、事業方式や財政計画など、基本的な方向性が決定されたところです。そして本年度は、知多市において都市計画変更手続が進められる一方で、平成31年度の事業者選定に向けて、その前提となる要求水準書等の策定のために、組合と両市の間でさまざまな調整事項が協議される重要な1年でございます。今がまさにその時期である、そのように思います。

両市が平成26年2月に結んだ協定によれば、分別方法、収集方法、資源化施設を含む処理方法、最終処分の方法等について、組合と協力して、統一または統合の調整に取り組むとされており、どこまで統一・統合が進めることができるのか、注目されているところです。

そこで組合と両市の間で、例えば処理するごみの範囲、分別区分や収集体制、最終生成物の処分、施設の運営体制等の調整が必要になると思いますが、具体的にどのような調整事項があるのか。また現時点での調整状況はどのようなのか、お尋ねをし、第1問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）

北川明夫議員の御質問にお答えをいたします。

質問事項1「西知多総合病院の地域貢献度と患者満足度の向上について」でござ

いますが、当院は今年の11月1日から地域医療支援病院として、運用を始めております。承認は県内25番目で、知多半島医療圏では、市立半田病院に次いで2番目となっております。今後はさらにかかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、地域全体の医療の質を向上していくこと、また地域の皆様によりよい医療を提供し、地域医療を充実することに取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、事務局長等から答えさせますので、よろしく願いをいたします。

病院事務局長（岡田光史）

質問事項1「西知多総合病院の地域貢献度と患者満足度の向上について」の1点目「地域医療支援病院承認のために行った改善努力及び経営改善上の効果並びに地域貢献度の向上について」でございますが、改善努力につきましては、承認要件の共同利用のための体制が整備されていること。地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することについて、地域の医師等を含めた症例検討会や、医学・医療に関する講習会の開催、地域における医療の確保のために必要な支援を行うことに関して、協議することを目的とする、地域医療連携協議委員会の運営を行いました。その他の承認要件である公益財団法人日本医療機能評価機構などの第三者による病院の機能について、評価を受けていることについては、1年半の準備期間をかけて、マニュアルの見直しや体制づくり、質改善活動を行い、平成30年2月に認定を受けました。

経営改善上の効果につきましては、診療報酬の保険点数で、地域医療支援病院入院診療加算の算定が可能となり、年間約9,000万円の増収となる見込みでございます。

地域貢献度の向上につきましては、今後地域医療支援病院の役割である、地域完結型医療の中心的役割を担うため、地域における第一線の医療機関であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、施設・設備の共同利用及び医療従事者の研修など、地域医療の充実と他の医療機関との適切な役割分担と連携を図ってまいります。

次に2点目、「患者満足度の現状認識及び今後の対策方針について」でございますが、当院では患者満足度調査アンケートを、入院患者・外来患者・健診センター受診者に年2回実施し、患者対応についてなどの項目の各質問について回答をいただき、受付から診療までの待ち時間については若干の改善が見られたなどの結果を

ホームページに公表しております。それ以外に、総合受付や救急受付、各病棟のデイルームに御意見箱を12カ所設置し、患者・家族の意見や要望を収集し、院内サービス等の改善に向けた対応策の検討と実施を行っております。御意見を出された方で、氏名や住所など記載されている方や、メールなど個人が特定できる場合は、個別に回答を差し上げております。

御意見の多かった接遇に関するものについては、医師や看護師などの医療職のみならず、事務職員も対象とした接遇研修の開催、挨拶運動の実施など、接遇力の向上に積極的に取り組んだところでございます。

施設関係につきましては、Wi-Fi環境の院内整備を今年度中に実施する予定です。

駐車場関係につきましては、朝9時時点の患者受け入れ人数により、駐車場不足が予測される場合は、担当者の増員など、会計処理時間の短縮により、混雑緩和に努めております。

今年度、職員提案箱を新たに設置し、職場環境等の改善を図り、患者サービス向上につなげております。

今後も院内サービスの改善や満足度の向上に、職員一同努力してまいります。

総務部長（矢野明彦）

質問事項2「ごみ処理施設整備事業に係る調整事項について」の1点目、「要求水準書等の作成のため、2市と組合の間での具体的な調整事項と、現時点での調整状況について」でございますが、東海市・知多市及び組合では、平成26年2月に両市が締結した統合事務に関する協定書に基づいて、各種事項の調整に取り組んでおります。

要求水準書等の作成に向けての具体的な調整事項としまして、現知多市清掃センターを稼働しながら建設するため、新施設の建設に必要な面積を確保するための調整や、新施設で受け入れる計画ごみ処理量や、計画ごみ質の設定に関する調整などがあり、ごみ処理施設整備基本計画を踏まえて、検討を行っております。

現時点での調整状況でございますが、新施設の建設に必要な面積を確保するための調整につきましては、工事エリアの設定、一般利用者やごみ収集車両の搬入経路の確保などについて、調整を行っております。

また、新施設で受け入れる計画ごみ処理量や、計画ごみ質の設定に関する調整に

つきましては、最新の両市のごみ量の推移や、ごみ質分析結果などをもとに、ごみ処理量やごみ質の設定が適切であることを確認するとともに、新施設の処理能力等を算定し、効率的な施設の設計が可能となるよう、調整を行っております。

さらに、平成36年度の新施設の稼働に向けて、ごみ処理事業を新施設に円滑に移行させるため、ごみと資源の分別、資源化を推進するための回収品目や、収集方法、ごみ処理手数料の設定等、受け入れ業務を含む施設の運営体制などについて、両市の現行の取り扱いを整理して、両市と組合において検討を進めております。

議長（富田一太郎）

北川議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

4番（北川明夫）

それぞれ御丁寧な答弁、ありがとうございます。1点だけ要望させていただきます。1の（2）の病院の患者満足度についてなんですけれども、どうしても病院に通われる方、あるいは利用される方、全てそうなんです、恐る恐る病院というところは、大体皆さん足を向けられるところでございます、そこで起きたいろいろなさまざまなことで、評価をいろいろなさいます。特にマイナス評価っていうのが一番怖いのは世の常なんです、思いのほか速いスピードで、あるいはどこまで広がるかわからないというような、そういうふうに広がるものでございます。

できれば早目早目に、できるだけ丁寧に、誠実に御対応いただくと、逆にそうしたマイナス評価をされた方が、プラス評価をされる、病院をPRしてくださる方にも変わってまいりますので、ぜひ今後とも引き続きそういった活動をお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

議長（富田一太郎）

以上で4番、北川明夫議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。14時45分から再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

---

（休憩 午後2時35分）

（再開 午後2時45分）

---

議長（富田一太郎）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、報告第1号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告者から説明を願います。

病院事務局長（岡田光史）

報告第1号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費繰越計算書について」御説明申し上げます。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費に係る毎年度の予算額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかった額を、継続年度の終わりまで逡次繰り越しして、使用することができるもので、この額について、報告するものでございます。

1枚はねていただき、病院事業会計、1款、資本的支出、1項、建設改良費。放射線治療施設建設事業におきまして、継続費の総額は、14億1,000万円で、平成29年度継続費予算現額は2億5,814万円。うち支払い義務発生額は2億5,641万8,260円で、残額の172万1,740円を翌年度へ逡次繰り越ししたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（なしの声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号の報告を終わります。

---

議長（富田一太郎）

日程第6、議案第19号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（岡田光史）

ただいま上程されました、議案第19号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等

に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、放射線治療施設の完成に伴い、放射線治療を開始するため、改正するものでございます。なお議案の詳細につきましては、医事課長から御説明申し上げます。

医事課長（守山直宏）

議案第19号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、別添参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

第2条第2項の改正は、診療科目の変更及び追加をするもので、放射線治療施設の稼働に合わせて、現在の放射線科を放射線治療科と、放射線診断科に改正するもので、これにより32の診療科目となるものでございます。附則は、施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（なしの声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（富田一太郎）

日程第7、議案第20号「西知多医療厚生組合放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

御説明の前に、このたびの議案及び決算資料につきまして、たび重なる訂正がございましたこと、この場をお借りして、深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。今後このようなことがないよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それではただいま上程されました議案第20号「西知多医療厚生組合放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、組合施設内における放置自動車等について、組合施設的环境を良好な状態に維持するため、放置自動車等の発生の防止と、その処理に関する手続を定める条例を、新たに制定するものでございます。なお、詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第20号「西知多医療厚生組合放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について」の内容につきましては、条例の制定となりますので、一条ずつ御説明いたします。資料の2枚目、条例案の1ページをごらんください。

第1条は、この条例の目的を定めたもので、組合施設における放置自動車等により生ずる障害を除去することにより、組合施設的环境を良好な状態に維持することを目的とするものでございます。

第2条は、定義の規定で、第1号の自動車から第10号の処分等まで、それぞれ用語の意義を規定したものでございます。

2ページをお願いします。第3条は、組合の責務を規定したものでございます。

第4条は、放置の禁止を規定したものでございます。

第5条は、通報の規定でございます。

第6条は、調査等の規定で、第1項で通報を受けたときは、当該自動車等の状況、所有者等を調査し、第2項で放置自動車等であると判明したときは、警告書を張り付けるものでございます。

第7条は、所有者等への勧告の規定で、所有者等が判明したときには、期限を決めて、撤去の勧告をするものでございます。この期限は規則で定めてまいりたいと



考えております。

第8条は、措置命令の規定で、撤去勧告を受けた所有者等が勧告に従わない場合、撤去するよう期限を定めて措置命令をすることを定めたもので、この期限についても、規則で定めてまいりたいと考えております。

第9条は、放置自動車等の移動等を規定したもので、警告書を張り付けた日から規則で定める期間を経過した後においても、所有者等が不明の場合、及び連絡先不明の場合であって、組合施設の適正な管理に著しく障害を与えていると認められるときは、別に定める保管場所に移動し、保管できることを規定したもので、3ページをお願いします。第2項では、撤去命令をして、規則で定める期間に撤去されないときも、保管場所に移動し、保管できることを規定したもので、第3項は、移動したときは、放置されていた場所にその旨を規則で定める期間、表示することを規定したものでございます。

第10条は、廃物認定の規定で、第1項で所有者等不明の場合、または連絡先不明の場合、第1号または第2号に該当すると認められるときは、廃物として認定できる規定、第2項は、認定しようとするときは、あらかじめその旨を告示するものでございます。

第11条は、放置自動車等を廃物として認定したときは、その処分等ができることを規定したものでございます。

第12条は、廃物認定外放置自動車等の措置の規定で、第1項は廃物として認定しなかった放置自動車等を、保管場所に移動し、保管できる規定、第2項は、引き取りを促すため、その告示をすることを規定したものでございます。

4ページをお願いします。第13条は、保管した自動車等の措置の規定で、第1項で移動保管した所有者等不明の放置自動車等で、告示してから3カ月を経過しても引き取りのない場合で、放置自動車等の評価額に比べ、保管等に相当の費用がかかる場合、売却しその代金を保管できることを、第2項で、買受人がない場合は、廃棄することができることを、第3項では、告示してから6カ月を経過しても引き取りがないときは、その所有権を組合に帰属させることを規定したものでございます。

第14条は、保管している放置自動車等の所有者等が判明した場合、引き取るよう通知することを規定したものでございます。

第15条は、費用の請求の規定で、放置自動車等の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を、所有者等に請求できることを規定したものでございます。

第16条は、規則への委任規定でございます。

第17条は、罰則規定で、措置命令に違反した者に対して、5万円以下の過料を科するものでございます。

5ページの附則は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4番（北川明夫）

私は第2条、定義の4号につきまして、お尋ねをいたします。

ここで正当な権限で置くことが認められた場所、これは駐車場だろうかと思いません。駐車場には組合の場合、病院のように時間制限で管理しているものもあれば、こちらの衛生センターのように時間制限のないものもあろうかと思えますけれども、ここで規則委任されていないこの相当な期間っていう期間が、両方の駐車場、2種類の駐車場については、最初は権限が認められていたものが、ある時点から放置自動車等になるわけだと思いますので、相当な期間とはどういう期間をお考えでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「駐車場にとめてある自動車等については、第2条第4号の相当の期間とは、どのように考えるのか」でございますが、組合が管理する駐車場は西知多総合病院の有料駐車場のほか、衛生センターと看護専門学校に、それぞれ無料駐車場がございます。また、今後建設されるごみ処理施設などにも駐車場が設置されます。このような施設駐車場について、相当の期間を各々定めるのではなく、統一した期間を規則で定める予定でございます。その期間につきましては、西知多総合病院の入院患者の平均在院日数を参考に、14日間とする予定でございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

12番（勝崎泰生）

2点、お願いいたします。

この条例制定に至った経緯をお願いします。それから、ほかの公立病院でも、同じような条例が制定されているのか、お伺いいたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の1点目、「条例制定に至った経緯について」でございますが、現在衛生センター敷地内に1台放置自動車があり、この処分について関係機関に相談するなど、撤去に向けて事務を進めていく中で、組合が管理する施設が、現在衛生センター、西知多総合病院、及び看護専門学校と3カ所ございますが、今後ごみ処理施設など、組合が管理する施設がふえていくことも考慮し、施設の環境を良好な状態に維持するため、条例を制定して、その手続に従って処分することが適当であると考え、制定するものでございます。

御質問の2点目、「ほかの公立病院でも同じ条例が制定されているのか」でございますが、市が設立した病院は、市の条例で対応となりますので、近隣では半田病院が該当します。一部事務組合が設立した病院につきましては、県内では公立陶生病院がありますが、放置自動車の処分に関する条例は設置しておりません。

なお、病院にかかわらず、一部事務組合につきましては、近隣では名古屋港管理組合が条例を設置しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかよろしいですね。

（「なし」の声）

ほかないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第20号「西知多医療厚生組合放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者 挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（富田一太郎）

日程第8、議案第21号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました、議案第21号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億962万6,000円を増額し、補正後の額を25億1,913万4,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第21号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款1項1目、負担金につきまして、病院事業会計負担金を、東海市から9,400万円、知多市から1,562万6,000円、合計1億962万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰り出し金につきまして、病院事業会計繰り出し金として、1億962万6,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

( 賛成者 挙手 )

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(富田一太郎)

日程第9、議案第22号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長(岡田光史)

ただいま上程されました議案第22号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」について、御説明申し上げます。

第2条は、収益的収入で、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益の既決予定額17億4,996万円に、補正予定額1,562万6,000円を加え、17億6,558万6,000円とするもので、病院事業収益の総額は、134億1,812万6,000円となるものでございます。

第3条、資本的収入については、第1項企業債の既決予定額20億310万円から、補正予定額9,400万円を減額し、19億910万円とし、第2項負担金の既決予定額6億7,113万円に補正予定額4,700万円を加え、7億1,813万円とし、第4項補助金については、新たに補正予定額4,700万円を計上するものでございます。

第4条、他会計からの補助金については、4億2,830万円を、4億7,530万円に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長(平岩資久)

「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」の補足説

明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

収益的収入及び施設の収入で、1,562万6,000円増額する第2項医業外収益は、6目退職手当相当額負担金で、今年度看護師1名が知多市から組合へ身分移行したことに伴う一般会計からの負担金でございます。

次の資本的収入及び施設の収入では、第1項1目、施設等整備事業に係る企業債を9,400万円減額し、これにかえて第2項1目、他会計負担金及び第4項1目、他会計補助金をおのおの4,700万円ずつ、合計で9,400万円を増額するもので、資本的収入の総額は変わらないものでございます。これは現在事業進行中の、放射線治療施設建設事業が、東海市における都市再生整備計画事業の中心拠点誘導施設の中の医療施設として、国の社会資本整備総合公金対象事業に位置づけられたことによって、対象事業費の半額が国から東海市に交付されることに伴い、これを負担金とし、残る半額を補助金として財源とするもので、合わせて予定していた企業債を減額するものでございます。

補足の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番（井上純一）

7ページの医業外収益のところで身分移行に伴うっていうことですが、補正であえてやらなきゃいけない詳細を、御説明いただきたいと思います。

管理課長（平岩資久）

御質問の、医業外収益で知多市からの負担金、1,562万6,000円の詳細はどうかについてでございますが、退職手当相当額負担金は、組合規約に基づく協定によって、当院の開院に向け、平成27年4月1日付で両市から組合に身分移行した全ての職員について、平成27年3月31日付で、普通退職した場合に支給される退職手当の相当額を算定し、その総額を平成27年度から平成30年度までの間、分割で両市から組合に支払っていただいているものでございます。

今回の補正予定額は、知多市に在籍し、公立西知多看護専門学校に勤務していた看護師1名が、平成30年4月1日付の当院への異動に合わせて、組合へ身分移行したことに伴い、平成34年3月31日付普通退職した場合の退職手当相当額を算

定し、追加分として、知多市から一括して負担いただくものでございます。

以上です。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第22号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」  
について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（富田一太郎）

日程第10、議案第23号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（岡田光史）

ただいま上程されました議案第23号「損害賠償の額の決定について」につきまして、御説明申し上げます。

損害賠償の額及び相手方といたしましては、賠償額998万1,065円を、東海市在住の個人に賠償するものでございます。事故の概要につきましては、相手方患者は、平成29年4月に公立西知多総合病院で受けた上部消化管内視鏡検査で採取された検体が、低分化腺がんと診断され、5月に腹腔鏡下幽門部胃切除術及びリンパ節廓清術を受けました。しかし切除した胃の病理検査からは、腺がんが検出されなかったことから調査したところ、4月に採取した検体が、他の患者の検体と取り違えがあったことが判明しました。必要のなかった胃切除術により、幽門を含む

胃の一部を亡失し、かつダンピング症候群を認める後遺障害を残したことに対して、損害賠償することで、相手方患者の内諾を得ましたので、本議案を上程したものでございます。

なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填されます。

日ごろより、細心の注意を払い、診療を行っているところでございますが、このような事故が起きたことは、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号「損害賠償の額の決定について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者 挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（富田一太郎）

日程第11、認定第1号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第15、認定第5号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」までの5案を、一括議題といたします。

議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました認定第1号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「平成29年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「平成29年度西知多



医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、及び認定第4号「平成29年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

初めに、認定第1号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。一般会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、30億7,115万3,724円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、30億5,861万7,419円で、3ページ下の歳入歳出差し引き残額は、1,253万6,305円でございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。歳入から御説明いたします。6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1項1目1節負担金は、当初予算額25億6,080万8,000円に5億円を増額補正した、合計30億6,080万8,000円に対しまして、収入済額は補正後予算と同額の30億6,080万8,000円でございます。内訳といたしましては、組合同約第11条の規定による負担割合に基づき算出した額として、各会計分負担金の合計で、東海市から18億4,671万9,664円を、知多市から12億1,408万8,336円を負担していただいたものでございます。

2款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額100万円に対し、収入済額は931万5,601円でございます。

3款諸収入は、予算現額95万4,000円に対し、1項1目の組合預金利子として、2,084円、2項1目雑入として、102万8,039円の収入があり、諸収入全体の収入済額は、103万123円でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

以上歳入合計は、補正額を加えた予算現額、30億6,276万2,000円に

対しまして、収入済額は、30億7,115万3,724円で、差し引き839万1,724円の収入増となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。10ページ及び11ページをお願いいたします。

1款議会費の1項1目、議会費は、支出済額140万6,221円、執行率は、65.7%でございます。1節報酬の54万5,251円は、組合議員14人分の報酬でございます。9節旅費の57万3,300円は、組合議会行政視察に係る交通費等を支出したもので、不用額は行政視察の行き先を当初見込みの積算時よりも近い場所としたため、交通費等、経費の支出が少なくなったことによるものです。

14節使用料及び賃借料の21万5,940円は、組合議会行政視察の際の、移動用バス借り上げ料、駐車料金、高速道路代でございます。

2款総務費の1項1目、一般管理費は、支出済額30億5,721万1,198円で、補正後予算現額に対する執行率は、99.9%でございます。

1節報酬の18万8,999円は、監査委員の報酬でございます。2節給料、2,535万8,988円、3節職員手当等、2,062万7,158円は、総務部総務担当職員6人分の給与支給額でございます。

12ページ及び13ページをお願いいたします。

4節共済費の、943万8,660円は、市町村共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金ですが、共済組合負担金のうち、給与総額に応じて、年1回負担することとされている厚生年金給付の財源に充てるための追加費用について、当初予算を計上した際に計算誤りがあったことなどにより不足が生じ、2節及び3節から流用したものでございます。

11節需用費の142万1,372円は、消耗品費として事務用品、施設管理用品の購入等、印刷製本費では予算書、決算書等の印刷代、燃料費では公用車のガソリン代等、食料費では、来客用お茶代、修繕料では公用車点検時修理代、施設修繕などの費用でございます。不用額は、修繕料において、施設、事務用備品、公用車の突発修繕費用が不要となったことなどによるものです。

13節委託料の963万6,322円は、事務事業委託料として、公平委員会事務委託料を初め8件、施設維持管理委託料として、管理棟清掃委託料を始め、4件の委託事業の費用でございます。

14ページ及び15ページをお願いいたします。

16節原材料費は、グラウンドゴルフ場整備用の砂等の購入費用ですが、29年度は整備用砂の追加購入を必要としなかったため、未執行となったものでございます。

28節繰り出し金の29億8,742万4,000円は、東海・知多両市から収入したし尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計及び病院事業会計分の負担金を、それぞれの会計に振りかえたものでございます。

3款交際費の1項1目の利子の23節、償還金利子及び割引料は、資金の一時借り入れを行わなかったため、支出はございませんでした。

4款予備費につきましても、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしましては、補正後の予算現額30億6,276万2,000円に対しまして、支出済額は、30億5,861万7,419円、執行率、99.9%で、414万4,581円の不用額となったものでございます。

16ページは、実質収支に関する調書、18ページ、19ページは、財産に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

総務部長（矢野明彦）

認定第2号「平成29年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。し尿処理事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、1億8,846万1,642円。歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、1億6,290万9,441円で、3ページ下の歳入歳出差し引き残額は、2,555万2,201円でございます。詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

平成29年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。歳入から御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料の、1項1目1節、事業総務使用料は、収入済額9,000円で、電柱、電話柱の敷地内占用にかかる行政財産の目的外使用料でございます。

2款繰入金の1項1目1節、繰入金は、予算現額、収入済額ともに1億5,765万円で、し尿処理事業に係る東海市、知多市の負担金を一般会計から振りかえたものでございます。

3款繰越金の1項1目1節、繰越金は、予算現額2,300万円に対しまして、収入済額3,076万1,617円でございます。この増収差額分は、平成28年度決算において、消耗品費における処理薬剤や燃料用重油の購入費、及び工事請負費における突発修繕用工事費の執行が抑えられたことなどにより、不用額が増え、繰越額が増額したことによるものでございます。

4款、諸収入の1項1目1節、雑入は、収入済額4万1,025円で、これは再任用職員の雇用保険、被保険者負担金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億8,072万8,000円に対しまして、収入済額1億8,846万1,642円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款衛生費の1項1目事業総務費は、支出済額3,385万5,679円、執行率99.1%でございます。2節給料、1,304万4,000円、3節職員手当等、841万2,943円は、衛生センター職員4人分の給与支給額でございます。

4節、共済費の547万3,111円は、市町村共済組合負担金や健康保険、厚生年金の事業主負担分の法定福利費等でございます。共済組合負担金のうち、給与総額に応じて、年1回負担することとされている追加費用について、見込み誤りがあったことなどにより、不足が生じたため、2節3節7節から流用したものでございます。

12節、役務費の14万3,052円は、郵便切手代やフォークリフトと軽貨物自動車の点検手数料、任意保険料などで、自動車の点検手数料において生じた不足分を、ほかの費目から流用しました。

14節使用料及び賃借料は、有料道路通行料を予算計上しておりましたが、視察等、有料道路を使用する出張の機会がなかったため、未執行となったものです。

18節備品購入費の4万9,248円は、10ページ11ページをお願いいたします。管理備品で、衣類乾燥機が故障したため、8ページ9ページの11節、需用費から流用し、購入したものでございます。

1項2目し尿処理費は、支出済額1億2,905万3,762円、執行率89.3%でございます。11節需用費の4,008万1,232円は、施設設備運転用の消耗品、光熱水費等で、不用額は処理用薬剤の購入単価と使用料の減少などにより、生じたものでございます。

13節委託料の1,909万4,718円は、水質検査委託料を始め、14件の委託料で、不用額は入札等の結果による請負残でございます。

15節工事請負費の6,776万6,760円は、定期修繕工事3件と、計画修繕工事13件の工事費でございます。

2款交際費の1項、12ページ、13ページをお願いいたします。

1目23節、償還金・利子及び割引料は、資金の一時借り入れを行わなかったことから、支出はございませんでした。

3款予備費につきましても、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額1億8,072万8,000円に対しまして、支出済額は、1億6,290万9,441円、執行率90.1%で、1,781万8,559円の不用額となったものでございます。

14ページには、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

総務部長（矢野明彦）

認定第3号、「平成29年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計、歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

ごみ処理事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、1億8,455万5,383円。歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、1億7,287万8,951円で、3ページ下の歳入歳出差し引き残額は、1,167万6,432円でございます。

詳細につきましては、ごみ処理施設建設課長より御説明申し上げます。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

平成29年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。歳入から御説明いたしま

す。6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款、国庫支出金。1項1目1節のごみ処理事業費国庫補助金につきましては、予算現額4,241万8,000円に対しまして、収入済額は4,399万7,000円でございます。これはごみ処理施設整備基本計画の作成、及び環境に及ぼす影響についてまとめる、環境影響評価の業務に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

2款、繰入金。1項1目1節の繰入金につきましては、予算現額、収入済額ともに1億3,560万円でございます。これはごみ処理事業にかかる負担金で、一般会計から振りかえたものでございます。

3款、繰越金。1項1目1節の繰越金につきましては、予算現額300万円に対して、収入済額は、495万8,383円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億8,101万8,000円に対しまして、収入済額は1億8,455万5,383円で、差し引き353万7,383円の収入増でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項1目事業総務費につきましては、支出済額1億7,287万8,951円で、執行率96.0%です。2節給料の1,702万5,984円は、ごみ処理施設建設課職員4人分の人件費で、4節で23万16円を流用しました。3節職員手当等の1,480万3,823円につきましても同様に人件費で、4節で、42万4,492円を流用しました。

4節共済費の614万1,508円は、法定福利費で、2節と3節から合わせて65万4,508円を流用しました。

8節、報償費の12万円は、ごみ処理施設整備基本計画策定のために設置した検討委員会で、専門的な視点からアドバイスをいただいた学識経験者に対する報償として、支出したものです。

9節、旅費の25万4,095円につきましては、事務連絡のための県庁への交通費また処理方式が異なるごみ処理施設の先進視察として、埼玉県さいたま市等を視察した際の交通費、宿泊料等を支出したものです。

13節、委託料の1億3,370万8,880円につきましては、主なものとし

て新しいごみ処理施設の基本的事項を整備した、ごみ処理施設整備基本計画の作成及び環境影響評価のうち、現地調査に係る業務及び建設候補地の地質等調査に関する業務を委託したものです。

19節、負担金補助及び交付金の15万307円につきましては、主なものとして全国都市清掃会議への負担金を支出したものです。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額1億8,101万8,000円に対して、支出済額は1億7,287万8,951円、執行率95.5%で、813万9,049円の不用額となっております。

12ページは、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

看護専門学校長（竹内晴子）

認定第4号、平成29年度看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算について、御説明させていただきます。

看護専門学校事業特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、2億718万6,267円。歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、1億7,923万6,445円でございます。3ページ下の歳入歳出差し引き残額は、2,794万9,822円となりました。詳細につきましては、庶務課長より、御説明申し上げます。

庶務課長（前田達郎）

平成29年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算について、御説明します。歳入からお願いいたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項1目1節の看護専門学校使用料は、予算現額1,674万6,000円に対しまして、収入済額は1,611万6,000円となりました。この主なものは、看護専門学校授業料で、1,611万円で、これは1カ月の授業料1万5,000円の学生延べ1,074人分の授業料です。

次に、2項手数料、1目1節看護専門学校手数料は、予算現額340万4,00

0円に対しまして、収入済額は、396万9,000円となりました。主なものとしましては、看護専門学校受験料、115万円及び看護専門学校入学金として、264万円です。

3款繰入金、1項1目1節繰入金は、当初予算額1億7,221万4,000円に対しまして、収入済額は同額の1億7,221万4,000円となりました。

4款繰越金は、8ページ9ページをお願いいたします。1項1目1節の繰越金は、当初予算額850万円に対しまして、収入済額は、1,445万6,544円となりました。

以上、歳入合計は、予算現額2億124万9,000円に対し、調定額、収入済額ともに2億718万6,267円で、差し引き593万7,267円の収入増となっています。

続きまして、歳出をお願いいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款看護学校費、1項1目事業総務費は、予算現額計1億7,656万8,000円に対しまして、支出済額、1億6,091万9,819円で、執行率91.1%です。

2節給料は、学校長を始め、常勤職員14名の人件費で、4節共済費へ32万7,974円を流用しました。

4節共済費は、予算が不足したため、2節給料から32万7,974円を流用しました。13節委託料につきましては、職員健康診断等委託料を始め、10件の委託料です。このうち主なものは、清掃委託料で、年6回の定期清掃として、床面のワックスがけ、年1回のガラス清掃などを実施しています。

12ページ、13ページをお願いします。14節、使用料及び賃借料につきましては、電子複写機借り上げ料を始め6件で、このうちパソコン借り上げ料は、学生の教育用パソコンとして、11台分の借り上げ料です。

15節、工事請負費につきましては、学校屋上等防水塗装修繕工事を実施したものです。

18節備品購入費につきましては、床置き型の空調機を更新したものです。

2目看護専門学校費につきましては、予算現額2,418万1,000円に対しまして、支出済額1,831万6,626円、執行率75.8%です。



7節賃金は、学校以外の実習施設先で、学生に対してアドバイスなど指導する当校の非常勤教員に対して、支払いをしたものでございます。

9節旅費の不用額は、13万7,935円。主なものとしましては、約1年間の教員養成講習会に参加した教員が、教育実習の一環として行われる実習に参加するための、教員研修所から教育実習施設への旅費を計上していましたが、その教育実習施設が職員の居住地の施設で行われたことにより、未執行が生じたものです。

13節、委託料のうち、実習委託料は、学生が各施設で実施した場合、1日当たりの単価を決めて、実習した日数分の支払いをしたものです。

15節、工事請負費は予算が不足したため、18節備品購入費から10万2,600円を流用しました。

18節、備品購入費につきましては、プロジェクター3台を始め、万能型看護実習モデル人形など14点と、書籍333冊、DVD1巻を購入したものです。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2款予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額2億124万9,000円に対し、支出済額は1億7,923万6,445円で、執行率89.1%で、2,201万2,555円の不用額となりました。

16ページは、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

病院事務局長（岡田光史）

認定第5号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものがあります。

それでは認定第5号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」につきまして、御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

この決算報告書は、消費税込みで表示しており、備考欄に消費税額を表示しております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款、病院事業収益は、決算額119億3,822万3,225円で、予算額に比べ3億7,962万6,7

75円の減となりました。

次に、支出の第1款、病院事業費用は、決算額132億3,829万5,363円、執行率は、99.6%で、第2項、医業外費用及び第3項、特別損失において、予算超過額が生じておりますが、予算超過につきましては、地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定により、現金の支出を伴わない経費については認められているもので、支出の表下に記載のうち、雑損失、過年度損益修正損及びその他特別損失の予算超過に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款、資本的収入は、決算額15億4,659万5,000円で、予算額に比べ735万5,000円の減となりました。

次に支出の第1款、資本的支出は、決算額16億683万4,635円、執行率は97.3%で、不用額は4,445万5,365円となりました。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（平岩資久）

平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算の補足説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。財務諸表でございます。1枚はねていただき、11ページの損益計算書から15ページの貸借対照表までは、消費税抜きで記載しております。また16ページから18ページまでは注記といたしまして、ローマ数字Iの重要な会計方針など、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等もこの注記の記載のとおり作成しているものでございます。

それでは11ページに戻っていただき、損益計算書をお願いいたします。

平成29年4月1日から、平成30年3月31日までの期間における病院の財政状況を明らかにするものでございます。

1、医業収益につきましては(1)入院収益から(3)その他医業収益までの合計で、100億1,357万2,367円。

2、医業費用は(1)給与費から(7)長期前払い消費税償却までの合計で、127億617万7,583円となり、医業収益と医業費用の差額になります医業損失は、26億9,260万5,216円でございます。

3、医業外収益につきましては、(1)受取利息配当金から(7)その他医業外

収益までの合計で、17億3,488万184円。

4、医業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と、(2)雑損失の合計で、3億6,478万8,301円となり、医業外収益から医業外費用を差し引きますと、13億7,009万1,883円のプラスとなり、先ほどの医業損失と合算した経常損失は、13億2,251万3,333円でございます。

5、特別利益につきましては、(1)過年度損益修正益と、(2)その他特別利益の合計で、1億1,531万5,479円。

6、特別損失は、(1)過年度損益修正益と、(2)その他特別損失の合計で、1億429万3,228円で、特別利益から特別損失を差し引きますと、1,102万2,251円のプラスとなり、先ほどの経常損失と合算した当年度純損失は、13億1,149万1,082円でございます。

前年度繰越欠損金が30億569万8,772円でございますので、当年度未処理欠損金は、43億1,718万9,850円でございます。

1枚はねていただき、12ページの剰余金計算書をお願いいたします。

この計算書は、貸借対照表の資産の部の剰余金の詳細となっておりますので、御高覧いただき、12ページの下の方、欠損金処理計算書(案)をお願いいたします。一番右の列、未処理欠損金、43億1,718万9,850円を、繰越欠損金として処理しようとするものでございます。

1枚はねていただき、14ページの貸借対照表をお願いいたします。平成30年3月31日現在の病院事業における財産の状況を明らかにするものでございます。

初めに資産の部でございます。1、固定資産の合計は、このページ中ほどからやや下右側、159億5,531万9,245円に、流動資産の合計はその6行下、17億2,173万1,052円で、その下資産合計は、176億7,705万297円でございます。

続きまして、右側15ページ、負債の部で、3、固定負債の合計は、8行下右側136億3,742万1,965円。4、流動負債の合計は、その11行下、26億6,718万1,880円。5、繰延収益の合計は、その3行下、12億1,695万2,737円で、負債合計は175億2,155万6,582円でございます。

その下、資本の部でございますが、6、資本金の合計は、43億9,420万3,

942円。7、剰余金の合計はその9行下、マイナスの42億3,871万227円で、その下資本合計は1億5,549万3,715円となり、その下の負債資本合計は、176億7,705万297円で、前ページの一番下、資産合計と一致するものでございます。

続きまして、2枚はねていただき、19ページの事業報告書をお願いいたします。

さらに1枚はねていただき、20ページをお願いいたします。

初めに、1、概況の(1)総括事項でございますが、平成29年度の病院事業は、知多半島北西部地域における急性期医療を担う中核病院として、質の高い医療の提供、経営の効率化、地域医療への貢献をテーマに、医療基盤及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。日本医療機能評価機構による病院機能評価受審に向け、前年度から引き続き患者中心の医療の推進、良質な医療の提供などに対する課題改善を図り、平成30年2月に認定されました。

また、増加傾向の入院患者に対応するため、4月から一部病棟の運用病床数を変更し、20床増の411床とするとともに、平成29年度から32年度を計画年度とする、病院改革プランの実行開始年度として、各部門の行動計画を作成し、安心安全な医療を継続的に提供できるよう、医療の質の向上、収益向上及び費用削減等に努めました。

続きまして、ア、患者の状況ですが、入院延患者数は11万9,308人、1日平均326.9人。外来延患者数は20万6,832人、1日平均847.7人となり、当初予定量と比較しまして、入院患者数は8,442人、1日平均23.1人の減。外来患者数では、9,192人。1日平均37.7人の増となりました。

イ、経理の状況としましては、病院事業収益は前年度に比べ、3.2%増の118億6,376万8,030円。病院事業費用は前年度に比べ、5.6%増の131億7,525万9,112円で、収支差し引き13億1,149万1,082円の純損失となりました。

資本的収入では、医療機器等購入に係る企業債、3億9,640万円を始め、建設改良費及び企業債償還金に対する一般会計負担金など、総額15億4,659万5,000円となり、資本的支出は放射線治療施設等増築などの工事及び医療機器購入等のための建設改良費、4億2,853万8,380円及び企業債償還金11億3,455万6,255円並びに看護師等修学資金貸与制度による投資、4,3

74万円で、総額16億683万4,635円となりました。

(2) 議会議決事項及び(3) 行政官庁認可事項につきましては、御高覧ください。

1枚はねていただき、22ページをお願いいたします。

(3) 職員に関する事項につきましては、平成28年度末に比べ、平成29年度末の職員数は、病院病床数の20床増などに伴い、48人の増加となっております。

次に、2、工事の(1) 建設改良工事の概況でございますが、現在工事中の放射線治療室等増築工事に着手するとともに、北側シェルター設置工事を実施いたしました。詳細については、御高覧ください。

続きまして、1ページはねていただき、24ページ、25ページをお願いいたします。3、業務の(1) 業務量は、診療科ごとの入院及び外来診療の患者数の詳細と、前年度比較でございます。御高覧ください。

1枚はねていただき、26ページ、(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費用に関する事項は、収益及び費用の詳細と前年度比較でございます。御高覧ください。

27ページをお願いいたします。4、会計の(1) 重要契約の要旨は、契約金額が2,000万以上の工事で、放射線治療施設等増築工事を始め4件でございます。

(2) 企業債及び一時借入金の概況の、ア、企業債では、財務省から放射線治療施設等増築工事などのために、2億5,640万円を、株式会社三菱東京UFJ銀行から、医療機器等購入のために1億4,000万円を借り入れたものでございます。

イ、一時借入金は、株式会社三菱東京UFJ銀行から運転資金に充当するために借り入れ、返済したものでございます。

1枚はねていただき、28ページをお願いいたします。

5、他会計負担金等の用途の特定でございますが、ア、収益的収入では、一般会計から一般会計負担金、6億3,048万円、一般会計補助金、6億1,083万円、退職手当相当額負担金、1億3,480万円の繰入金をいただき、その他、病院群輪番制病院運営費補助金、848万9,280円等の合計13億9,446万9,280円を課税仕入等に充当しました。

イ、資本的収入では、一般会計負担金、5億8,334万7,317円、一般会

計補助金、5億6,250万2,683円の合計11億4,585万円を課税仕入に充当しました。

なお、ここに数字の記載はございませんが、一般会計からの繰入金の合計は、25億2,196万円でございます。

次のページは、その他の書類でございます。1枚はねていただき、30ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。1、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は、このページの中ほどでございます。マイナス1億3,912万6,271円に、投資活動によるキャッシュ・フローの合計は、8行下、マイナス2億719万9,120円。3、財務活動によるキャッシュ・フローの合計は、7行下、3億8,265万6,235円で、資金増加額が3,633万844円となり、期首残高1,383万3,790円を加えた期末残高が、5,016万4,634円となり、14ページの貸借対照表2、流動資産の(1)現金預金と合致するものでございます。

31ページから36ページまでは、収益費用の明細書、38ページ、39ページは固定資産の明細書、40ページ、41ページの企業債の明細書を、おのこの記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御認定いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議長（富田一太郎）

次に、監査委員から決算審査の結果について、御報告をお願いいたします。

監査委員（古俣泰浩）

本日、代表監査委員が欠席のため、監査委員の私から、平成29年度西知多医療厚生組合一般会計し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして、御報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する、同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、組合管理者から審査に付されました決算につきまして、小幡勇次代表監査委員とともに審査を実施いたしました。

一般会計及び特別会計の審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明

細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の成否を確認するため、関係諸帳簿を審査するとともに、予算の執行については、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に沿って、適正に実施されたかどうかについて、審査を実施いたしました。

また病院事業会計の審査の方法は、経営内容を把握するため、その計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として、審査を実施いたしました。

その結果につきましては、お手元に配付されております平成29年度西知多医療厚生組合決算審査意見書のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算の審査結果の報告といたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

始めに、認定第1号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

11番（大村聡）

13ページ、2款1項1目7節賃金の未執行の理由と、それにより支障がなかったのか、お尋ねいたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「賃金の未執行の理由と業務に支障はなかったか」についてでございますが、一般会計で計上しております賃金につきましては、衛生センター、看護専門学校など、病院職員以外の事務職員で、育児休業または休職する職員があった場合に、急遽臨時職員を任用する場合を想定し、その際には一般会計で対応することとして、事務職員1人分の臨時職員賃金を予算計上しております。29年度は育児休業、休職した職員がいなかったことから、未執行となったものでございます。そのため未執行であっても業務に支障はございませんでした。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

他にありませんか。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって認定第1号の質疑を終結いたします。

続いて、認定第2号「平成29年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

11番（大村聡）

11ページの1款1項2目15節の工事請負費、計画修繕工事その他修繕工事、執行残の要因について、お伺いします。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

御質問の「計画修繕工事その他修繕工事の執行残の要因について」でございますが、計画修繕工事は、予算積算時の計画どおり13件の工事を実施しており、その際の入札等の結果により、請負残額として約205万円の不用額が生じました。

また、その他修繕工事は、当初予定していた修繕工事以外に発生する突発的な修繕工事用として、施設分と放流管分とで、それぞれ約210万円ずつ、合計で約420万円を予算計上しておりましたが、29年度は緊急修繕の必要がなかったことから、未執行のまま、約420万円の不用額となったものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

他にありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

続いて、認定第3号「平成29年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

10番（渡邊真弓）

それでは3点お願いいたします。

9ページの1款1項1目12節の役務費の不用額の内容について、お伺いいたします。

同じところの13節の委託料、地質等調査業務委託料の内容について、お尋ねをいたします。

同じく14節の使用料及び賃借料の不用額の内容について、3点お願いします。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

御質問の1点目、「役務費の不用額の内容について」でございますが、新しいごみ処理施設を整備するに当たり、特別高圧の引き込みに関する検討を行うため、特



別高圧接続検討手数料を予算計上していましたが、29年度の基本計画で、施設の  
詳細な設計も事業者に委ねる事業方式としたため、事業者が施設内容を検討する中  
で、中部電力株式会社に対して接続検討の依頼を行うこととなり、不用となったも  
のでございます。

御質問の2点目、「地質等調査業務委託料の内容について」でございますが、建  
設候補地において、機械ボーリングや土質試験などの地質調査業務や、地形測量な  
どの測量業務及び敷地内の土壌汚染の恐れを把握するため、土地の使用履歴などの  
地域調査業務を行い、また環境影響評価の土壌等調査による汚染の判明や、地歴調  
査の結果等を踏まえ、掘削工事等が想定されるエリアの表層土壌の土壌汚染調査業  
務を委託したものでございます。

御質問の3点目、「使用料及び賃借料の不用額の内容について」でございますが、  
市民を対象とした先進地視察として、流動床式ガス化溶融炉の施設を予定しており  
ましたが、29年度に基本計画を検討する中で、新しいごみ処理施設では、視察を  
予定していた処理方式は選定しないという方針としたため、開催をとりやめ、有料  
道路通行料及びバスの借上料が不用となったものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

続いて、認定第4号「平成29年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会  
計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

11番（大村聡）

13ページから1款1項2目7節、賃金ですが、不用額の要因と学生の授業に影響  
はなかったのか、お伺いします。

庶務課長（前田達郎）

御質問の「賃金の不用額の要因と、学生の授業への影響はなかった」についてで  
ございますが、賃金の不用額の要因としましては、学生が西知多総合病院などで行  
う実習において、指導に当たる非常勤の教員について、6人体制の予定で予算計上

し、看護師の求職掲載している看護協会などの求人サイトを利用するなどして、教員の募集をいたしました。5人体制でしか対応することができなかったことから、不用額が生じたものでございます。

次に、「学生の授業への影響はなかった」でございますが、校長を始め教員が業務分担し、影響のないように対応いたしました。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

続いて、認定第5号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の質疑の発言を許します。

4番（北川明夫）

決算書の24ページ25ページの中に、業務量についての資料、対前年比較がございますが、この中で、患者数の状況を見ますと、消化器内科が他の診療科に比較して、入院外来ともに大きく減少しております。その理由をお伺いしたいと思いますし、また今後の見通しはどうかお尋ねをいたします。

医事課長（守山直宏）

御質問の「消化器内科の入院外来とも、大きく減少している理由は何か。また今後の見通しはどうか」についてでございますが、平成28年4月時点では、消化器内科常勤医師、7名体制で診療を行っておりましたが、平成29年7月には常勤医師5名体制に減員となったことが、患者数を大きく減少とした要因でございます。

今後の見通しにつきましては、平成30年4月に常勤医師4名体制に減少し、今年10月からさらに減員のため、常勤医師2名体制となり、より厳しい状況となっております。消化器内科医師の補充につきましては、大学病院の消化器内科医局に院長や事務局長が派遣依頼のお願いに伺っております。大学病院では、近々新教授が赴任すると聞いておりますので、今後も大学医局への訪問を重ねてまいります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。では次の方。

7 番（井上純一）

26 ページのほうなんですけども、入院1日の1人当たりの入院単価がですね、これ平均を計算しますと、5万2,554円。前年度より1,254円で増利なんて呼びますけども、その増加した要因っていうのを教えてください。

それから、2点目にですね、この給与費の対医業収益比率が、これ69.1%と。これは労働生産性の指標なんですけども、これ1.4%悪化してですね、その要因って、ほんとはこれ下げなきゃいけないのに逆に上がってる。これ大問題だと思ってるんですけども、この要因は何なのかと。で、一般の他の公立病院でこれ60%切ってるはずなんですよ。それが70%近くまでいってる。これが赤字の典型的な原因だと思うんですね。どっかに無駄があるんじゃないかと思うんです。何かこの、どのような対策を考えているのか、お教えてください。

医事課長（守山直宏）

御質問の1点目「1日1人当たりの入院単価が5万2,554円で、前年度より1,254円増となった要因は何か」についてでございますが、平成29年度中に新規施設基準として、病棟薬剤業務実施加算の取得、また常に取得している特定集中治療室管理料、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算について、人員体制の変更等により、より高い診療報酬が算定できる施設基準に変更しました。さらに救急車搬送件数の増加から、救急医療管理加算の算定件数がふえたことによる入院料関係収入の増加や、手術件数が増加したことによるものなどございます。今後も新たな施設基準の取得に努め、増収を図ってまいります。

人事管理室長（和田真貴）

御質問の2点目「給与費対医業収益比率が69.1%で、前年度より1.4ポイント増加しているが、要因は何か。またどのような対策を考えているのか」についてでございますが、医業収益は、前年度比約5億1,800万円、5.5%の増となりましたが、給与費につきましても、前年度比約4億9,000万円、7.7%の増となったため、給与費比率が増加したものでございます。この増加の要因といたしましては、職員数が59人増員となったことなどによるもので、これは平成29年4月から休床病床の一部の運用を開始したことや、診療報酬上の施設基準や人員配置基準について、収益上より有利となる加算条件を充足させるために、職員採用を実施したものでございます。しかしながら当院の給与費比率は、全国の同規模

の公立病院と比較しましても上位に位置しており、医業収益の向上と給与費の縮減について、早急な対策が必要と認識しております。

そこで、現在医業収益向上への対策として、医師確保のための特別チームを編成し、対外交渉、環境整備に当たるとともに、医事業務に精通した職員を採用し、より効率的な診療報酬の獲得に向けた施設基準、職員配置の見直しを実施しているところでございます。

また、給与費縮減への対策といたしましては、時間外勤務の抑制や業務遂行の効率化を推進するとともに、同規模の公立病院をベンチマークとした適正な人員配置、業務分担の洗い出しを行い、経営上適正かつ効率的な人事計画策定のための基礎データ作成を実施しているところでございます。

以上です。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

11番（大村聡）

3点お願いします。1点目は先ほど北川議員の質問で消化器内科はありましたが、もし違った要因等、ございましたらお願いします。

2点目が32ページ、その他医業外収入の内容について。

3点目、38ページから雑損失の内容についてお願いします。

医事課長（守山直宏）

御質問の1点目「消化器内科・外科ともに減少しているが、要因と今後の見通しについて」でございますが、消化器内科につきましては、消化器内科常勤医師が減少したことが大きく減少した要因でございます。外科の外来につきましては、消化器内科の患者減少から、外科への他科依頼患者が減少したことなどが主な要因と考えております。

今後の見通しにつきましては、まず消化器内科常勤医師の充足が重要課題と認識しておりますので、今後も大学医局へ強く依頼してまいります。

なお、当院は急性期医療を提供する中核病院として、地域医療機関との連携強化を推進し、病状が安定した患者さんは地域の医療機関に積極的に逆紹介をいたしますので、診療科により外来患者数が減少することもあると考えております。

以上です。

管理課長（平岩資久）

続きまして2点目、「その他医業外収益の内容について」でございますが、備考欄のその他医業外収益、546万9,190円の内訳の主なものといたしましては、雇用保険被保険者負担金、143万9,468円。救急救命処置指示料及び事後検証料、133万6,000円。ベビーサロン委託料、69万円。西知多看護専門学校講師派遣料56万1,667円。熊本地震DMAT派遣に係る費用弁償、54万7,664円。感染症サーベイランス定点調査謝礼金、14万7,778円。中部国際空港消火救難救急医療総合訓練謝金、13万872円。不在者投票手数料、11万7,133円などでございます。

次に3点目、「雑損失の内容について」でございますが、雑損失は、診療報酬や補助金など、非課税及び非課税収入が多い病院事業において、対価性のない不課税収入によって賄われる課税仕入等については、最終消費的な性格を持つとされ、消費税算定上、仕入税額控除ができない制度となっているために生じるもので、全額がいわゆる損税負担分でございます。内訳としては、収益的収入及び支出において、1億4,773万139円。資本的収入及び支出において、3,618万1,727円。薬品診療材料などの棚卸資産購入において、1億5,671万4,497円などでございます。

以上です。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第11、認定第1号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第12、認定第2号「平成29年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第13、認定第3号「平成29年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第14、認定第4号「平成29年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第15、認定第5号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の

挨拶をさせていただきます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。一般質問等でいただきました御意見、御要望等につきましては、今後の当組合運営に反映をしてまいりたいと思いますので、今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

これをもちまして、平成30年第3回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

終始、御協力ありがとうございました。

（11月19日 午後4時15分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年11月19日

西知多医療厚生組合議会 議長 富田 一太郎

1 番署名議員 早川 直久

10 番署名議員 渡邊 眞弓